

兵庫県指令県生第3号の1

特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体

代表理事 多田 実乗

令和4年9月28日付けで申請を受け付けた特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体の認定の申請については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第45条第1項の規定により、令和5年2月22日から令和10年2月21日までをその有効期間として認定します。

令和5年2月22日

兵庫県知事 齋藤 元彦

